

中小企業金融の救済と統制

—1932～1945年—

菊池道男

〈目 次〉 序——問題の所在

第Ⅰ章 満州事変期の中小銀行の合同・没落

第Ⅱ章 満州事変期の中小企業金融の整備・救済

1 中小企業金融と市街地信用組合の整備・救済

2 商・工業組合の整備・救済と商工組合中央金庫の設立

第Ⅲ章 日中・太平洋戦争期の中小銀行の金融統制

第Ⅳ章 日中・太平洋戦争期の中小企業金融の整理・統制

1 中小企業金融と「市街地信用組合法」の制定

2 商・工業組合の整理統制と「商工組合法」の制定

結語

序——問題の所在

1930年代の世界経済のブロック的解体と対立の激化は、経済戦争につづくドイツの軍事的侵攻によってついに第二次大戦の勃発へと帰結した。アジア・太平洋においては、いわゆる満州事変を契機に日本の満州・中国本部への武力侵攻がはじまり、これが日中全面戦争、アジア・太平洋戦争の勃発へと発展するにいたった。この間日本経済は、軍需生産の拡大・強化を中心として戦時統制が推進され、こうしたなかで大企業・財閥の組織的独占および財閥系銀行の制覇が加速されることとなった。

この過程において、平和産業部門の中小企業は経営難、転・廃業および平和産業から軍需産業への再編成に直面し、ここに事業の維持・存続、転・廃業における資金難に陥り、さらにこれに地方中小銀行の合同・没落が相乗され、経済的・社会的問題として深刻化することとなった。

こうした問題に対して政府は、基本的には組合の自治的な統制の勧奨と普及・推進と同時に、組合制度を活用した「制度金融」および「組合金融」をもって金融救済、金融助成にあたることとした。

まず時局匡救体制下において政府は、市街地信用組合、商・工業組合等の系統組合の組織化をはかり、中小企業経営の整備、金融救済にあたることとしたが、こうした課題も系統組合制度、系統親機関の不整備など問題化するなかで十分な成果が得られなかった。

そして戦時下において政府は、こうした問題の処理にあたることとしたが、これと時を同じくして戦時金融統制および物資配給制のもとに国家代行機関的機能を果たすこととなった各系統組合は、系統親機関とともに「国策」遂行の協力・統制金融機関としての性格を強くもつものとなり、「組合金融」それ自体、「時局下」の金融・物資統制のなかに吸収されることとなったのである。この間の「制度金融」の活動およびその役割については、すでに別稿（「日中・太平洋戦争期の日本経済と中小企業制度金融」『中央学院大学商

『経論叢』第8巻第1号、1993年9月)において考察した。

ここでは、いわゆる15年戦争下の中小企業金融問題に対応した政府・大蔵省・商工省・農林省を中心とした中小企業金融(機関)の救済から統制への政策的変容をとりあげ、その歴史的意義について検討する。このことが本稿の課題である。

第一章 満州事変期の中小銀行の合同・没落

30年代前半の日本経済は、大陸軍事侵攻を背景とした財政・インフレ政策と軍需産業(重化学工業)化により好転にむかい、他方低為替をテコとした輸出産業の振興により国際収支が回復し、ともかくも恐慌からの脱出を果すこととなった。しかしその後、大陸侵攻の強化(「満州国」への投資の増大)のもとに日本は、軍需産業の強化と共にともなう軍需資材(大陸開発資材等)の輸入を増大させることとなったが、他方世界市場へ進出した日本商品へのソシャル・ダンピング非難などからブロック的対立を激化させると同時に、輸出を減退させることとなり、ここに日本経済は国際収支の悪化と輸出産業の萎縮をまねき、再び深刻の度を増すこととなった。さらに36年2月のいわゆる2・26事件を契機として軍部主導型の軍需・インフレ政策が展開されることとなり、日本経済は、軍需生産の拡大、輸入統制などの強化がはかられることとなった。⁽¹⁾

この過程において、軍需産業を中心として大企業・財閥の組織的独占がすすみ、これと同時に銀行の集中、大銀行・財閥銀行の制覇が進展することとなった(第1表)。こうしたなかで平和産業部門の中小商工業は、その経営活動の萎縮・経営難に陥り、また平和産業から軍需関連産業(重化学工業の下請化、とりわけ地方的中小工業)への転業を余儀なくされ、ここに金融梗塞(経営資金難、技術資金難等)を深刻化させることとなった。

ところで中小企業金融を梗塞せしめた契機の一因にこの間の地方中小銀行の合同・没落があげられる。

第1表 全国普通銀行に占める6大銀行の地位

(単位:百万円, %)

年 次	預 貯 金			貸 出 金		
	全国普通銀 行総額残高 (A)	6大銀行総 預金残高合 計 (B)	$\frac{B}{A} (%)$	全国普通銀 行貸出金残 高 (A)	6大銀行貸 出金残高合 計 (B)	$\frac{B}{A} (%)$
1933(昭和 8)年	1,186	395	33.3	6,084	2,594	42.6
1934(〃 9)〃	1,162	395	34.0	5,933	2,581	43.5
1935(〃 10)〃	1,134	395	34.8	6,192	2,789	45.0
1936(〃 11)〃	1,099	395	35.9	6,763	3,264	48.3
1937(〃 12)〃	1,047	395	37.7	7,792	3,992	51.2
1938(〃 13)〃	1,019	395	38.8	8,487	4,628	54.5
1939(〃 14)〃	1,000	395	39.5	11,349	6,063	53.4
1940(〃 15)〃	980	395	40.3	13,837	7,854	56.8
1941(〃 16)〃	945	395	41.8	15,477	9,140	59.1
1942(〃 17)〃	913	395	43.3	18,116	10,774	59.5

(注) 後藤新一『日本の金融統計』(東洋経済新報社, 昭和 45 年) 119,120 ページより作成。

まず政府は、この間の財政・金融政策をみなおし、財政の膨張（軍事費、時局匡救費、国債など歳出を中心に）をはかり、この歳入を日本銀行の公債引受け制度（赤字公債発行）を活用してこれにあてることとした。そしてこの公債の円滑な発行・運営を行うため政府は、さらに低金利政策と銀行合同政策をすすめなければならなかつた。⁽²⁾ すなわち従来恐慌対策の一環として行なわれてきた銀行合同政策（主に弱小銀行の整理・合同）がほぼ一段落することになった 33 年 8 月政府は、新たに金融統制の一環として銀行合同政策（新方針——いわゆる「一県一行主義」政策）を打出し、これをもって当面の公債消化および軍需金融の円滑化をはかることとした。もっともこの政策を実施するにあたっては低金利が必要であったが、この間地方中小銀行が乱立と競争とによって金利の引下げを阻害する要因となっていた。そこで政府は、まずこうした「地方的な金融」関係の消滅をはかると同時に、地方中小銀行の合同・没落をとおして地方主力銀行を「地方資金の吸収機関」として位置づけることとしたが⁽³⁾、しかしこの新方針の実施は、結局先送りされることになつ

第2表 全銀行数累年運動表

年 次	年末銀行数				新 設				普通銀行				消 減				合計 (a+b +c=B)	
	農工 銀行	普通 銀行	貯蓄 銀行	普通 銀行	新設 銀行	増減 (△) (A-B)	普通 銀行	普通 銀行	貯蓄 銀行	合同 合併	小計 (a)	解散 破産 廃業	合同 合併	小計 (b)	農工 銀行	合併 (c)		
1926(昭和1)年	6	27	1,420	124	1,577	△126	16	46	56	31	133	3	6	0	9		142	
1927(昭和2)〃	6	25	1,283	113	1,427	△150	11	11	58	63	148	9	1	1	11	2	161	
1928(昭和3)〃	6	25	1,031	100	1,162	△265	29	29	59	164	58	281	2	10	1	13	294	
1929(昭和4)〃	6	24	881	95	1,006	△156	14	1	15	54	75	164	3	2	1	6	171	
1930(昭和5)〃	6	19	782	90	897	△109	6	6	26	48	31	105	2	2	1	5	115	
1931(昭和6)〃	6	19	683	88	796	△101	9	9	52	29	27	168	1	1	1	2	110	
1932(昭和7)〃	6	19	538	87	650	△146	17	17	102	42	18	162	1	1	1	1	163	
1933(昭和8)〃	6	19	516	85	626	△24	2	2	13	8	3	24	2	2	2	2	26	
1934(昭和9)〃	6	17	484	79	586	△40	4	2	6	18	15	3	36	1	5	2	46	
1935(昭和10)〃	6	17	466	79	568	△18	2	1	3	7	5	8	20	1	1	1	21	
1936(昭和11)〃	6	16	424	74	520	△48	3	3	24	14	7	45	1	2	2	5	51	
1937(昭和12)〃	6	6	377	72	461	△59	4	4	12	10	29	51	1	1	1	2	63	
1938(昭和13)〃	6	5	346	71	428	△33	2	2	4	13	16	33	1	1	1	1	35	
1939(昭和14)〃	6	5	318	71	400	△28	2	2	5	7	18	30	0	0	0	0	30	
1940(昭和15)〃	6	5	286	71	368	△32	4	4	1	21	14	36	0	0	0	0	36	
1941(昭和16)〃	6	5	186	69	266	△102	11	1	12	3	108	111	3	3	3	0	114	
1942(昭和17)〃	6	5	148	69	228	△38	1	1	2	37	39	0	0	0	0	0	39	
1943(昭和18)〃	6	5	101	40	152	△76	7	7	2	52	54	29	29	29	29	29	83	
1944(昭和19)〃	6	0	85	24	115	△37	2	2	0	18	18	16	16	16	16	5	39	
1945(昭和20)〃	5	0	61	4	70	△45	5	1	6	5	24	29	29	29	29	21	50	

(注) 後藤新一、前掲書、58 ページ。

た。

ともあれ、2・26 事件後の 3 月成立した広田内閣（・馬場蔵相）は、「国策」遂行を第一に軍需・インフレ政策を展開すると同時に、戦時金融統制（低金利政策、新銀行合同政策（一県一行主義））を実施に移すこととし、これらをもって軍需金融の円滑化を推進することとした。⁽⁴⁾ この場合、新銀行合同政策（一県一行主義）は、地方中小銀行を中心にするが故にすすめられ、すなわち地方有力銀行による小銀行の合併および地方小銀行どうしの合同のかたちですすめられ、ここに小銀行の没落も促進されることとなった（第 2 表）。例えば、36 年 11 月神戸岡崎・三十八・西宮・灘商業・姫路・高砂・五十六の 7 有力銀行は、合同により資本金 2,253 万円の神戸銀行を新設させた。このほか京都府の両丹銀行（36 年に 4 行合併新設）、栃木県の足利銀行（36・37 年に 5 行買収合併）、富山県の十二銀行（36 年に 4 行買収合併）などがあげられる。⁽⁵⁾ さらにこれに加えて政府は、貯蓄銀行の合併および勧・農合併をも推進させ、これらをもって強力な金融統制機構を構築すると同時に、経済の中央集権化をもはかるとした。しかしこれに対して中小商工業および日本（・各地）商工会議所は、これらの政策は中小商工業金融の円滑化を阻止し、地方の特殊事情を軽視するものであるとして反対したが⁽⁶⁾、結局、この政策展開のなかで地方主力銀行は、企業向資金供給機関から公債保有機関へ、一方大銀行は大企業向け独占的な資金供給機関へと、それぞれ変貌することとなったのである。⁽⁷⁾

〔注〕

- (1) 楠西光速・加藤俊彦・大島清・大内力『日本資本主義の没落 III』（東京大学出版会、1963 年）624～626, 631～636, 753～754 ページ。
- (2) 日本銀行調査局『満州事変以後の財政金融史』（同、昭和 38 年）224 ページ。
志村嘉一「国債の日銀引受発行の意義」（『金融経済』第 73 号、1962 年 4 月）3～9 ページ。
- (3) 加藤俊彦『銀行合同史』（地方銀行協会、昭和 35 年）127～128 ページ。渡辺佐平他編『現代日本産業発達史 第 26 卷 銀行』429～430 ページ。進藤寛「戦

- 時下における地方銀行の合同」(『金融経済』第 66 号, 1961 年 2 月) 76 ページ.
- (4) 日本銀行調査局, 上掲書, 260~262, 264~266 ページ.
 - (5) 土屋喬雄監修『地方銀行小史』(全国地方銀行協会, 昭和 36 年) 270~271 ページ.
 - (6) 加藤俊彦, 上掲書, 128~132 ページ.
 - (7) 以上に関しては, さしあたり大蔵省昭和財政史編『昭和財政史 第十一巻—金融(下)一』(東洋経済新報社, 昭和 32 年) 138 ページ. 明石照男・鈴木憲久共著『日本金融史 第三巻(昭和編)』(東洋経済新報社, 昭和 33 年) 213~218 ページ. 萬成滋「日本における銀行集中の過程」(『経済評論』1948 年 2 月号) 36~42 ページ. 東京朝日新聞, 昭和 11 年 7 月 5 日「一県一行主義について」(日本銀行調査局『日本金融史資料 昭和編 第 33巻』大蔵省印刷局, 昭和 47 年, 所収) 213~218 ページなどを参照されたい.

第Ⅱ章 満州事変期の中小企業金融の整備・救済

1 中小企業金融と市街地信用組合の整備・救済

金輸出再禁止後, 日本経済の深刻な不況下の中小商工業金融梗塞に対し, 政府は組合制度の活用方針に基づき, 市街地信用組合の組織化をもって金融救済にあたることとした.

すなわち, 金輸出再禁止後の不況下に農村・中小商工業の極度の窮乏・没落などの社会不安が深まり, これが 32 年 5 月, いわゆる 5・15 事件を契機として深刻な社会問題へと発展し, ここに農村・中小商工業救済施策の要求運動が高揚することとなった.かかる農民・中小商工業者の病憊から救済を果すべく 6 月政府は, 時局匡救議会(第 63 臨時帝国議会)を召集し, 農山漁村ならびに中小商工業の窮状打開のための金融の疎通, 負債の整理などの諸対策を検討のすえ, 「農山漁村ならびに中小商工業の救済決議」を可決した.これをうけて 8 月政府は, 時局匡救政策の一環として農村金融対策, 農山漁村経済計画, 中小商工業金融救済(「中小商工業救済要綱」)などを打出したが, これらの政策の実施にあたっては組合制度を活用することとし, 各系統

組合の組織化をはかり、これをとおして金融救済にあたることとした。

まず、産業組合系統の場合、この間産業組合中央金庫がこの時局匡救特別資金をうけて組合の更生および間接的に農家の金融の改善にあたり、さらに33年1月農山漁村経済更生運動の高揚を背景として、産業組合界は「第一次産業組合拡充五ヵ年計画」を実施に移し、産業組合の組織化にあたることとしたが、これは同時に農山漁村経済更生運動と協力関係のもとに推進され、⁽¹⁾産業組合中央金庫が金融面からこれを支援するものとした。

しかし、こうした時局匡救政策と相乗させた産業組合拡充運動が進展する一方、他方この産業組合の一形態である市街地信用組合に属する都市の中小商工業者は、産業組合組織の恩恵をうけることはきわめて少なく、むしろ逆にこの産業組合制度に圧迫され、窮乏・没落を余儀なくされるものも少なくなかった。こうした情況のもとで都市の中小商工業者は、産業組合拡充運動が都市の中小商工業を無視して展開された結果、産業組合に過度の保護と特典を与えるとして、これら産業組合優遇措置を撤廃すると同時に商権擁護を主張し、いわゆる反産業組合運動を開いた。この反産業組合運動は、産業組合の一構成部分である市街地信用組合の組合員が相反する立場におかれるとする奇異な現象のなかで展開され、その後これが全国的・組織的なものとなり、激しい政治闘争にまで発展することとなった。つまり、都市の中小商工業者は、これまで産業組合中央金庫を市街地信用組合の系統親銀行として指導され、これを利用してきた。しかし、市街地信用組合が金融機関としての性格を強めるにつれて、産業組合中央金庫を系統親銀行とすること自体不自然な情況となっていた。それに加えて、この間反産業組合運動が展開され、これを契機として都市の中小商工業者は、市街地信用組合が産業組合体系から離脱すると同時に、都市的近代性をもった金融機関（農村的な前近代性をもつ金融機関から離脱）に脱皮し、独自の発展を望むこととなつたのである。いずれにせよ、この反産業組合運動をとおして都市の中小商工業者は、改めて自己の立場と市街地信用組合の本来の使命について考えなおす機会に遭遇し、市街地信用組合を「都市の金融機関」として独自の制度の

実現を強く望むこととなった。⁽²⁾

ところでこうした情勢を背景として、34年10月第12回市街地信用組合協議会（長野県上田市）が開催され、ここにすでに可決されていた「全国市街地信用組合協会」の設立が実現されることとなったが、この際に都市の中商工業者から農村における農林省の施設の充実に対し、市街地における中商工業への対策のおくれ（農林・大蔵両省の共管という形態の指導・監督、産業組合中央会の産業組合の一員としての指導、産業組合中央金庫の金融に対する認識不足や不慣など）の指摘が起り、これが市街地信用組合の性格をめぐる論争として表面化することとなった。この場合、論争の中心となっていた農林・大蔵両省の共管に関して大蔵省専管論者は、この間市街地信用組合が都市において経営も堅実性を示しており、金融機関として着実に発展しようすれば、産業組合制度の体系下に農林・大蔵両省の共管というあいまいさ、および指導・監督の不徹底さをあわせもち、これが処理上混乱を生じせしめていることを指摘し、この制度の改善を要求したのである。また市街地信用組合界においては、市街地信用組合を市街地の小型銀行（庶民金融機関、中小商工業金融機関）と化して、この間の地方銀行の合併・没落による業務の減少するなかで、これに代って業務を担当せしめようと意図するものも少なくなかったようである。いずれにせよ、論点としては市街地信用組合を大蔵省の専管に移すとともに、大蔵省が都市の庶民金融機関にふさわしい法律に改正し、市街地信用組合を金融機関として位置づけ、その特殊事情に即応した制度（単行法制定——指導・監督・取扱等）を整備し、当面の中小商工業金融梗塞⁽³⁾に対応すること等の要望・内容のものであった。

ともあれ、以上のように市街地信用組合が都市の庶民金融機関に脱皮しようとするときに、制度問題が大きな桎梏となつたが、この間の市街地信用組合は業績面において堅実な伸びを示すとともに経営の安定性を増すこととなった（第3表）。こうした実績をもとに、2・26事件後大蔵省は銀行局内に庶民金融課を設置し、市街地信用組合の整備・育成にあたり、当面の金融救済に取組むこととしたのである。

第3表 市街地信用組合業況

(単位:千円)

年次	組合数	組合員数	出資金	貯金 (A)	貸出金 (B)	借用金 (C)	$\frac{B}{A}\%$	$\frac{C}{A+C}\%$
1927(昭和2)年	244	215,232	32,816	120,422	112,324	14,017	93	10.4
1928(「3)年	252	230,205	36,057	144,962	127,556	16,314	88	10.1
1929(「4)年	251	240,692	36,857	158,090	135,491	16,787	86	9.6
1930(「5)年	259	250,056	40,796	163,547	148,821	25,531	91	13.5
1931(「6)年	263	259,943	41,737	165,352	154,186	27,581	93	14.3
1932(「7)年	267	268,761	40,919	159,975	152,690	32,816	95	17.0
1933(「8)年	266	282,426	40,474	177,376	167,807	38,454	94.6	17.8
1934(「9)年	271	300,659	42,029	198,273	165,996	30,050	83.7	13.2
1935(「10)年	271	312,645	42,799	217,208	169,009	24,309	77.8	10.1
1936(「11)年	264	332,020	44,129	241,704	182,880	24,590	75.7	9.2
1937(「12)年	274	356,566	45,913	278,641	201,765	25,797	72.4	8.5
1938(「13)年	280	393,971	49,481	359,653	217,098	23,198	60.4	6.1
1939(「14)年	282	430,846	54,265	490,472	255,179	30,989	52.0	5.9
1940(「15)年	282	457,392	60,663	661,466	281,493	19,941	42.6	2.9
1941(「16)年	289	486,837	66,551	869,326	315,061	22,358	36.2	2.5
1942(「17)年	289	495,876	70,606	1,014,776	331,034	27,276	32.6	2.6
1943(「18)年	290	518,636	76,337	1,306,992	362,508	17,842	27.7	1.3
1944(「19)年	303	539,010	82,264	1,887,063	398,590	16,645	21.1	0.9
1945(「20)年	337	610,667	92,322	2,900,375	437,025	28,835	15.1	1.0

(注) 全国信用金庫協会編『信用金庫史』(全国信用金庫協会、1959年) 113, 128, 137ページより作成。

〔注〕

- (1) 大蔵省金融制度調査会『金融機関発達史』(板担書店、1949年) 353ページ。
全国信用金庫協会『信用金庫25年史』(同、昭和52年) 55~57ページ。青鹿四郎「組合金融の過去及現在」(日本銀行調査局『日本金融史資料 昭和編 第十一卷』大蔵省印刷局、昭和40年、所収) 7~9ページ。
- (2) 以上、大蔵省金融制度調査会『中小金融の現状』(板担書店、昭和23年) 10~11ページ。全国信用金庫協会編『信用金庫史』(同、1959年) 114~116ページ。森静郎・新八代『信用金庫』(東洋経済新報社、昭和40年) 55~58ページ。「反産運動と産業組合活動の概貌」(『東洋経済新報』昭和10年8月10日、所収)などを参照。
- (3) 全国信用金庫協会、上掲『信用金庫史』121~123ページ。全国信用金庫協会、上掲『信用金庫25年史』68~72ページ。小坂珠城「市街地信用組合と普通銀行

の地位」(『銀行研究』第 27 卷第 3 号、昭和 9 年 9 月、所収)。

2 商・工業組合の整備・救済と商工業組合中央金庫の設立

前述のとおり政府は、中小企業金融対策を時局匡救政策の一環として組合制度を活用して推進することとし、高・工業組合の組織化をはかり、これをもって金融救済にあたることとした。

すなわち、32 年 6 月商工省(中島久万吉商相)は、時局匡救議会に「商工貸付金庫法案」、「中小商工業金融助成法案」および「商業組合法案」を提出し、これらの法案の検討・処理が「五相会議」にゆだねられることとなった。その結果、「五相会議」は「中小商工金融助成法案」、「商業組合法案」を認めたものの、「商工貸付金庫法案」については系統組合金融機関の新設早尚、既存機関の利用・拡大がいわば系統組合形態の信用力より普通銀行の資金借入を優先する大蔵省(高橋是清蔵相)の方針と大きくへだたるものであるとし、結局この法案をしりぞけることとした。⁽¹⁾これにつづいて 9 月政府・商工省は、「商業組合法」の制定(9 月 5 日公布、10 月 1 日施行)⁽²⁾、翌 33 年 3 月「工業組合法」を改正(第 2 次、法律第 20 号)⁽³⁾し中小商工業全体の信用事業の拡大・強化と同時に金融救済にあたることとしたが、これらの系統組合金融は、実際一部の繁栄業種の中小商工業にのみ資することとなり、直ちに中小商工業全体の金融救済に結びつくものではなかった。

こうしたことから 33 年 6 月工業組合界は、「工業組合中央会」を設立し、これをとおして中小企業の金融緩和に直接有力な救済策として「工業組合中央金庫」の必要を政府に請願し、この設立運動を展開することとした。これをうけて 34 年 3 月商工省は、第 65 帝国議会に「商工中央金庫」設立に関する要望を提出したが、この場合においても大蔵省が中小商工業向け金融機関の設立の必要を認めたものの、依然として時期早尚(組合組織の未発達)であり、当面は組合制度自体の発達と協同施設による経営の改善に努めると同時に、日本興業銀行、既存金融機関を活用した低利資金の融通をもって金融救済にあたるという方針をつらぬき、結局、この要望も受け入れられなかつ

たのである。⁽⁴⁾

ところでその後、民間の中央金庫設立要望および全国的な中小商工業の商工組合中央金庫設立期成運動の高揚するなかで、35年1月25日商工省（町田商相）は、第67帝国議会に「商工組合中央金庫設立ニ関スル意向」について同年8月「商工組合中央金庫」の設立を提案（第68帝国議会）した。この場合、商工省は、大蔵省の反対にあい、両省間の調整により打開をはかることとしたが、きわめて難航することとなった。しかしこの間の反産業組合運動へ宥和政策の必要に基づく商・工業組合の助成策として系統組合金融機関創設の要請運動がたかまるなかで、政治的解決にせまられた政府（岡田首相）はこの斡旋にのりだし、この結果大蔵省の譲歩を引き出し、ここに大蔵・商工両省の妥協が成立することとなった。これをうけて同年12月3日、両省間に系統組合金融を専門とする「商工組合中央金庫」の設立の具体案および要綱が作成され、日本興業銀行にこの事務の取扱を依嘱する方針を決定したのである。⁽⁵⁾

これに加えて翌36年2月の2・26事件後、高橋財政が終焉し、ここに「商工組合中央金庫」設立をめぐる情勢も一変することとなり、同年3月に成立した広田内閣は各金融機関の中小商工業への進出を推奨し、とりわけ日本興業銀行を中小商工業機関たらしめるように全国に代理店網を拡大する一方、他方に4月、商工省は第69帝国議会に「商工組合中央金庫法案」を提出し、これが翌月制定（5月29日公布、法律第14号、6月20日施行）された。ここに懸案となっていた系統組合金融機関「商工組合中央金庫」が成立し、12月1日業務が開始され（本所：東京、支所：大阪・名古屋・神戸・福岡・富山・札幌・広島）、ひとまず中小商工業向け金融が整い、組合の発達と同時に政府の助成金の増加もはかられ、中小商工業向（組合）金融救済がすすむこととなった（第4・5表）。

第4表 工業組合設立状況

(単位:千円)

年 末	組合数	組合員数	出資総額
1931(昭和 6)年	139
1932(〃 7)〃	193	16,919	11,369
1933(〃 8)〃	321	23,831	14,834
1934(〃 9)〃	481	40,950	19,220
1935(〃 10)〃	626	53,793	22,924
1936(〃 11)〃	804	68,539	25,150
1937(〃 12)〃	1,173	88,354	30,935
1938(〃 13)〃	2,836	170,548	47,549
1939(〃 14)〃	4,417	248,105	71,846
1940(〃 15)〃	6,580	432,610	117,035
1941(〃 16)〃	8,564	571,410	153,077

(注) 商工組合中央金庫『商工組合中央金庫二十五年史』(商工組合中央金庫、昭和 35 年) 40, 145 ページより作成。

第5表 商業組合設立状況

(単位:千円)

年 末	組合数	組合員数	出資総額
1932(昭和 7)年	5	818	234
1933(〃 8)〃	265	30,148	3,674
1934(〃 9)〃	593	64,049	8,871
1935(〃 10)〃	887	82,807	12,665
1936(〃 11)〃	1,197	103,904	16,459
1937(〃 12)〃	1,653	138,256	22,716
1938(〃 13)〃	2,706	222,671	40,815
1939(〃 14)〃	5,328	399,044	77,344
1940(〃 15)〃	10,066	869,285	146,399
1941(〃 16)〃	11,223

(注) 商工組合中央金庫、前掲書、34, 145 ページより作成。

〔注〕

- (1) 従来、中小商工業金融助成策にあたり、系統金融機関を重視する商工省と中小・庶民金融機関「専管論」に立つ大蔵省との間に構想の差異があり、この場合

もこの延長線上にあり、大蔵省の主導で処理されることとなった。

(2) 商業組合法の概要は次の通りであった。

- 1, 商業組合は商業者がその商業の改良発達を図るため共同の施設をなすこととする目的とする。
 - 1, 商業者は地区内の組合員有資格者の過半数の同意を得、主務大臣の認可を受けて商業組合を設立することができる。
 - 1, 組合は法人とし、出資制をとるが、一組合員の出資口数の最高限度は 50 口とする。
 - 1, 組合員の議決権は原則として平等である（定款において、議決権総数の 10 分の 3 の範囲内で出資口数に応じ 2 個以上の議決権を与える旨定めることができる）。
 - 1, 組合への加入、脱退は自由である。
 - 1, 組合は組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬その他組合員の営業に関する共同施設、組合員の営業に関する統制、組合員の営業に関する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な施設等の事業を行うことができる。
 - 1, 組合は以上の事業のほか、組合員の事業資金の貸付または組合員の貯金の受け入れを併せ行うことができる。
 - 1, 行政官庁は、営業上の弊害を予防または矯正するため、必要と認めるときは、組合に対して必要な施設を命じ、更に特に必要と認めるときは、組合員または非組合員に対して組合の統制に従うよう命ずることができる（第 9 条統制命令）。
- (3) 大蔵省金融制度調査会、前掲『中小金融の現状』10～11 ページ。由井常彦『中小企業政策の史的研究』（東洋経済新報社、昭和 39 年）241 ページ。
- (4) 以上、通商産業省『商工政策史 第 12 卷 中小企業』（商工政策史刊行会、昭和 38 年）200～202 ページ。商工組合中央金庫、前掲書、73～74 ページなどを参照。
- (5) 阪入長太郎『増補改訂 日本金融制度史』（世界書院、昭和 27 年）230 ページ。矢尾板正雄『昭和金融政策史』（皇國青年教育協会、昭和 18 年）266～267 ページ。由井、上掲書、244 ページ。
- (6) 通商産業省、上掲書、138～139 ページ。由井、上掲書、249～250 ページ。商工組合中央金庫、前掲書、90～93 ページ。

第Ⅲ章 日中・太平洋戦争期の中小銀行の金融統制

日中戦争の勃発後、对中国貿易の途絶により輸出入貿易が減少し、38年4月政府は、いわゆる「国家総力戦体制」の方針のもとに戦時経済統制（「物資動員計画」、「軍事的生産力拡充政策」）を打ち出したが、これに対応して日本経済は、軍需産業（重化学工業）を中心に大企業の独占が急速にすすむこととなった。しかし、日中戦争全面化、ヨーロッパの第二次大戦の勃発（39年9月）を契機としてポンド地域との輸出入貿易が困難となり、これを打開するため政府は統制の強化（軍需優先、民需の圧迫）をはかったが、結局、こうした戦時経済統制も齟齬をきたすことにならざるをえなかつた。かくして40年12月政府は、円ブロック圏の拡大（「日満支経済建設要綱」）と同時に、政治・経済機構の樹立「新体制」（「経済新体制要綱」）をもって、対外依存度の高い日本経済の窮境を打開し、軍需生産を最優先とする「重点主義」による産業の再編成を強力に推進することとした。

そしてアジア・太平洋戦争開始後の日本の輸出入貿易は、さらに貿易先の限定（円系通貨圏および南方占領地）とその激減に直面することとなり、そこで政府は軍需融資指定機関による大企業への巨額融資と資材・労働力の重点的配給をもって、軍需産業の拡大・強化をはかることとした。しかし、戦局の悪化のなかで南方資源の輸送の途絶、統制下の物資力の枯渇などから軍需優先の政策は行詰り、日本経済は結局、国力に加え戦争遂行能力をも喪失し、全面的な崩壊の過程に向わざるをえなかつたのである。⁽¹⁾

この過程において軍需産業を中心とした大企業・財閥の組織的独占が促進されると同時に、金融統制のもとに地方中小銀行の整理・合同がすすむ一方、他方で財閥系銀行を中心に六大銀行（三和・安田・住友・第一・三菱・三井）の制覇が完成することとなった（第1表）。こうしたなかで中小商工業は、平和産業の経営活動の萎縮・経営難・「廃業」、また平和産業、軽工業中心の産業から軍需関連産業、重化学工業中心の産業への「転業」（重化学

工業の下請化) および再編成を余儀なくされ、ここに金融梗塞（経営資金難、「転業」資金難および技術資金難等）を深刻化させることとなった。

ところでこうしたなかで系統組合をとおして金融助成がはかられたが、この場合においても依然として中小企業金融梗塞の一因に地方中小銀行の整理・合同があげられる。

まず日中戦争の勃発後政府は、「国策」に沿って軍需産業の資金を確保するため一連の戦時金融統制（「臨時資金調整法」公布、「臨時軍事費特別会計」設置等）を強化し、その態勢を整ることとしたが、金融界はこれにしたがって軍需産業との関係を一段と緊密化すると同時に、財政との関わりも深めることとなり、事実上「国策」に組入れられることとなった。しかし第二次大戦の開始後かかる戦時金融統制もいきづまり、その効果も減殺されることとなり、41年8月政府は「新体制」の構想に基づいた金融機構（制度）の再編成をはかり、これをもって軍需産業資金の円滑化を促進することとした。この間、金融統制の一環として展開された銀行合同政策は、まず貯蓄奨励との関連で地方中小銀行を貯蓄機関として強化する目的で整理・合同（地方中小銀行同士）がすすめられた。しかし戦争の長期化にともなって政府は、軍需資金統制の必要上国債消化と低金利を地方へ浸透させると同時に、地方主力銀行による小銀行の整理・合同（「一県一行主義」）を強力に推進することとした。この結果、地方中小銀行は合同・没落を加速させることとなったが、地方中小銀行のなかにはこうした統制による経済構造の変化に加えて配給制度の拡大、歛銀・系統組合の進出、「転廃業」助成の特殊金融機関の設置などの影響のもとに業務分野の狭少化を招来し、もはや中小商工業（および農業）向融資もままならず、⁽³⁾ 合同・没落（廃業・解散）を余儀なくされたものも少なくなかった（第2表）。⁽⁴⁾ 例えば、この間「大分県下六銀行の合同による豊和銀行の新立、兵庫県下五銀行の合同による播州銀行の新立、山形県四銀行の合同による荘内銀行の新立、兵庫県下八銀行の合同による全但銀行の新立、又は福岡県下十八銀行の合同による筑邦銀行新立の如き、大規模の合同特に新立合併の形によるものが著しくなった」。⁽⁵⁾ またとりわけ合同の顕著

であった府県を掲げてみると、兵庫（31行減）、福岡（21行減）、富山（14行減）、山梨（15行減）、石川（6行減）、佐賀（11行減）、神奈川（11行減）、大分（7行減）、愛媛（8行減）、長野（11行減）、岐阜（6行減）、静岡（10行減）、愛知（11行減）、大阪（7行減）、京都（8行減）、埼玉（8行減）、栃木（9行減）、⁽⁶⁾山形（11行減）、福島（6行減）、青森（6行減）などである。

その後、アジア・太平洋戦争の開戦を契機として政府は、総力戦体制の目的に副う金融機構（制度）の再編成に着手し、日本銀行を中心とする金融界の統制機構（「日本銀行制度改革」、「金融団体統制会」、「金融整備令」等）を整備し、さらに翌43年10月「軍需会社法」の公布、つづいて44年1月「軍需融資指定金融機関制度」を採用し軍需産業と金融機関（大銀行）の結びつきを強化することによって軍需産業への金融の円滑化をはかることとした。⁽⁷⁾この間の銀行合同政策は、「金融事業整備令」を法的根拠とした政府の奨励・指導のもとに強権的に整理・合同が行なわれたが、実際この「金融事業整備令」は発動されることなく、銀行合同政策の背後で「無言の圧力」の役割を果すこととなった。かくして巨大銀行の統合（帝国銀行の設立—三井、第一両銀の合併、三菱銀行の第百銀行併合、安田銀行の日本昼夜銀行併合等）が促進される一方、他方では地方中小銀行の整理・合同が「一県一行主義」の完成をめざして強権的にすすめられ、ここに合同・没落する中小銀行が続出することとなった。さらに地方中小銀行のなかには、平和産業部門の中小商業が戦時統制経済（配給機構の統制等）、重点主義の強化（軍需産業への強制編成等）の影響下に合同・没落し、これにともなって融資対象・立地余地を狭隘化させ（貸出の停頓、資金運用難）、やむなく合同・没落の選択をせまられることとなり、ここに「一県一行主義」がほぼ完成することとなった。例えば、⁽⁸⁾静岡・山形の両県が一県三行に、青森・秋田・新潟・三重・佐賀・長崎・岐阜の7県が一県二行に、そしてその他の33府県が「一県一行主義」が実現したのである。⁽⁹⁾

ともあれ、このようにして地方中小銀行の整理・合同をとおして金融資本の調整がすすめられ、大銀行の覇権の確立と同時に戦時金融機構（制度）が

完成することとなった。ここに都市の大銀行は対軍需産業向融資担当銀行（いわゆる「軍需融資機関」）となり、一方地方銀行の大部分は国家資本と金融資本への依存と保護との関係（国債消化）のなかで、時局産業金融への不参加と貸出停頓（不振）を余儀なくされ、唯一「資金の吸収機関」としての機能を果すこととなったのである。⁽¹⁰⁾

[注]

- (1) 桝西他『日本資本主義の没落 IV』（東京大学出版会、1964年）931～936ページ。
- (2) 土屋喬雄監修、前掲書、241～248ページ。加藤俊彦、前掲書、125～127ページ。日本銀行調査局、前掲『満州事変以後の財政金融史』269～271、516～520、530～533ページ。
- (3) 従来、地方中小銀行の取引先は主として中小商工業および農業であったが、この間の平和産業の軍需産業への転換と配給制度の強化は、旧経済構造を根柢から変化させ、もはやそれらの地方中小銀行は融資先とはならなくなっていた（萬成滋、前掲論文、42～44ページ）。
- (4) 日本銀行調査局、上掲書、301～304ページ。大蔵省昭和財政史編、前掲書、152ページ。阪入長太郎、前掲書、208～211ページ。
- (5) 東京銀行集会所「最近の銀行合同問題」（日本銀行調査局編『日本金融史資料 昭和編 第32巻』大蔵省印刷局、昭和46年、所収）468ページ。
- (6) 土屋喬雄監修、前掲書、273ページ。
- (7) 以上、明石・鈴木、前掲書、283ページ。日本銀行調査局、上掲書、507～509、530～533ページ。加藤俊彦、前掲書、125～127ページ。土屋、前掲書、246～249ページなどを参照。
- (8) 日本銀行調査局、上掲書、496～498、525～530ページ。加藤俊彦、上掲書、132～135ページ。松成義衛・三輪悌三・長幸男『日本における銀行の発達』（青木書店、1959年）274～277ページ。萬成滋、前掲論文、44～46ページ。
- (9) 土屋喬雄監修、前掲書、276ページ。
- (10) 渡辺佐平他編、前掲書、450～452ページ。加藤俊彦、上掲書、118ページ。萬成滋、前掲論文、47～49ページ。

第IV章 日中・太平洋戦争期の中小企業金融の整理・統制

1 中小企業金融と「市街地信用組合法」の制定

日中・太平洋戦争下の中小商工業の転廃業・再編成において生じた金融梗塞に対して、政府は従来どおり組合制度を活用することとし、市街地信用組合の整理・統制をはかり、これに金融的助成をもってあたることとしたが、それは同時に「時局」下の庶民金融（戦争協力）機関的性格を強めるものとなった。

すなわち、さきにみたように日中戦争勃発後軍需・輸出関連産業の統制がすすむなかで、中小商工業は平和産業の維持、平和産業から軍需産業への転業を強いられ、金融梗塞に陥ることとなった。こうしたなかで産業組合界は、「第二次産業組合拡充 3 カ年計画」を実施に移し、この場合市街地信用組合に関しては指定市街地に市街地信用組合を育成する方針のもとに、弱小組合の整理・統合さらには準市街地信用組合の市街地信用組合に改組をはかり、市街地信用組合の組織化をすすめることとした。しかし 38 年 12 月市街地信用組合は、「市街地信用組合協会」を社団法人として発足させ、従来の協会を法人化することで社会的な発言の強化をはかると同時に、懸案の単行法制定にむけて布石とするものであった。かくして翌年 10 月市街地信用組合界は、「市街地信用組合協会」の総会において単行法制定の要望を決議し、これと同時に「市街地信用組合制度調査会」を設置し、当面の産業組合体系からの離脱と独自の発展をはかるべく、単行法制定運動を強力に推進することとした。

一方、政府・大蔵省は、戦時下における金融機関の整備の一環として市街地の信用組合の組織化を必要としながら、他方で国民生活の安定をはかる見地から庶民金融制度の整備をすすめ、38 年 8 月「庶民金庫」（3 月 31 日公布、5 月 20 日施行）を設立した。この「庶民金庫」は、庶民金融機関（系統

第6表 市街地信用組合の庶民金庫代理貸付

(1938(昭和13)～1943(昭和18)年) (単位:千円)

年 次	代理店数	件数	貸付金額
1938(昭和13)年	28	184	171
1939(〃14)々	121	4,572	1,524
1940(〃15)々	140	9,400	2,902
1941(〃16)々	138	16,636	5,811
1942(〃17)々	141	24,179	9,097
1943(〃18)々	194	29,190	11,951
1944(〃19)々	223	—	—
1945(〃20)々	217	—	—

(注) 奥谷松治『日本協同組合史』(農業協同組合研究会, 1948年) 388ページ。

的には無尽会社に属する)であったが、実際は中小商工業の専門機関として市街地信用組合と一連の関係のもとに、中小商工業金融の円滑化および小市民・勤労者の生活難の緩和にむけて小口資金の融資にあたることとなった。⁽¹⁾この場合、市街地信用組合はその代理機関に指定され、無尽会社とともに同金庫の代理機関として小口資金の貸付けを行うこととなったが(第6表)，これは他方でまだ設立まもない庶民金庫に代って小市民・勤労者等を国策機関に依存せしめる役割をはたすことにもなったのである。⁽²⁾

ところで第二次大戦の開始後、産業の再編成、金融統制、さらには農業団体の再編成などが推進され、中小企業はこの影響の下に転業・再編成を余儀なくされると同時に資金難に陥ることとなった。こうしたなかで市街地信用組合は、系統組合金融の統制強化の下にその業績を伸ばすこととなったが、しかし産業組合制度を不満とするこの組合界は、40年9月「新体制準備委員会」を設置し、翌10月新体制運動に連動させて「市街地信用組合新体制要綱」(「全国市街地信用組合協会」総会)を決定し、ここに産業組合体系における市街地信用組合の諸問題の検討と同時に、都市金融機関、中小商工業金融機関、庶民の貯蓄吸收機関としての機能をあわせもつ市街地信用組合の単行法制定運動を強力に推進することとした。⁽³⁾⁽⁴⁾

一方、40年12月農林・大蔵両省は、産業組合施行規則を改正(11月8日

公布、12月1日施行)⁽⁵⁾し、信用組合・同連合会の資金統制の強化・組合の内容堅実化をはかると同時に、組合金融を新編成（40年9月「全国金融協議会」設立、41年3月「全国組合金融協議会」設立）し、組合金融の低利の徹底化をはかる一方、他方で市街地信用組合に商・工組合等の加入を認め、中小商工業者とのかかわりを一段と緊密化することとした。⁽⁶⁾

ところが、太平洋戦争の勃発を契機に戦時金融統制が強化されるなかで、市街地信用組合は中小商工業専門の金融機関（協同組合組織金融機関）としての性格を喪失し、戦時金融統制組織に組込まれることとなった。⁽⁷⁾43年3月政府は、「市街地信用組合法」（43年3月11日公布、法律第45号、4月1日施行⁽⁸⁾）を制定したが、この場合市街地信用組合は国家統制的色彩の強いものとなり、従来の中小商工業融資・育成などの機能を後退させ、都市における庶民金融機関（預金吸収・国債消化機関——監督・大蔵省專管）、すなわち戦争協力機関へとその性格を変えることとなった。⁽⁹⁾また同日政府は、「庶民金庫法」を改正し、これによって庶民金庫が市街地信用組合の中央機関となり、さらに同日制定された「農林業団体統合関係法」にしたがって農村・産業組合が農業会に改編され、産業組合中央金庫が農林中央金庫に移行されることとなった。いずれにせよ市街地信用組合は、系統親金融機関として引き続き農林中央金庫と庶民金庫の支配下で、貯蓄の伸長および余裕金を増大させ（第3表）、そのかなりの部分を国債消化にあてることを余儀なくされることとなつた。⁽¹⁰⁾

ともあれ、45年7月市街地信用組合は、産業組合体系から全面的に離脱し、農林中央金庫および都道府県農業会に対する取引をすべて廃止すると同時に、庶民金融機関としての役割を果すこととなったのである。⁽¹¹⁾

[注]

- (1) 信用組合小史編『信用組合小史』（日本評論社、昭和53年）36ページ。土屋喬雄監修、前掲書、244ページ。
- (2) 以上、奥谷松治『日本協同組合史』（農業協同組合研究会、1948年）387～388

ページ。明石・鈴木、前掲書、219～220 ページ。商工中金調査部『商工組合中央金庫五十年史』(商工中金、昭和 62 年) 83 ページなどを参照。

- (3) 「全国市街地信用組合協会」は、新体制運動を推進するなかで、さらに「市街地信用組合中央会」、「全国信用組合連合会」の設立を決定する一方、他方で、「協同組合中央金庫」(産業組合中央金庫と商工組合中央金庫の合併による) の設立を日程にのせることとした(矢尾板、前掲書、517～520 ページ)。
- (4) 全国信用金庫協会編、前掲『信用金庫史』162～171 ページ。
- (5) 産業組合法の改正の要点は次のとおりである。
 - 1) 信用組合または信用組合連合会は、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間および 10 月 1 日から 3 月 31 日までの期間ごとに資金計画書を作成し、信用組合は地方長官に、信用組合連合会は地方長官および農林大臣にさしだし、さしだした資金計画書にいちじるしい変更を加えたときは資金計画変更書をさしだす。
 - 2) 信用組合(市街地信用組合を除く) または信用組合連合会は、貯金総額の 10 分の 1 以上の金額を貯金の払戻の準備のため、(イ)信用組合連合会もしくは産業組合中央金庫への預金、(ロ)郵便貯金法による貯金、(ハ)国債証券として管理運用する。
 - 3) 信用組合(市街地信用組合を含む) または信用組合連合会の事業上の余裕金の管理運用はつぎの方法による。
 - 1 現金の所有
 - 2 郵便貯金法による貯金
 - 3 国債証券の所有
 - 4 信用組合連合会または産業組合中央金庫への貯金
 - 5 銀行への預金または信託会社への金銭信託
 - 6 国債証券以外の有価証券の所有
 ただし、市街地信用組合以外の信用組合および信用組合連合会にあっては、銀行預金、金銭信託、国債以外の有価証券投資は無制限に認められたのではなく、これらによって管理運用する金額の合計額は、信用組合連合会または産業組合中央金庫への預金額の 2 分の 1 を越えることができない。
 - 4) 市街地信用組合は、貯金総額の 3 分の 1 以上の金額をつぎの方法によって管理運用する。
 - 1 郵便貯金法による貯金
 - 2 国債証券、政府が元本の償還および利息の支払の保証をした債券または特別の法令により設立せられた法人の発行にかかる債券の所有
 - 3 信用組合連合会または産業組合中央金庫への預金

- 5) 市制施行地または市街地（産業組合法により主務大臣の指定したもの）の区域またはその一部を地区とする工業組合、工業小組合、商業組合または商業小組合は、市街地信用組合の組合員となることができる。
- (6) 奥谷、上掲書、381～387 ページ。阪入、前掲書、239～241 ページ。全国信用金庫協会編、上掲『信用金庫史』132～142、172～174 ページ。青鹿、前掲論文、12～14 ページ。
- (7) 大蔵・農林両省は、41 年 12 月 1 日各地方庁に「市街地信用組合及市街地ニ於ケル普通信用組合ノ新設・改組・地域調整乃至組合ノ分合整理ニ関スル通達」（蔵銀第 3770 号）につづいて翌 42 年 12 月「市街地信用組合ニ関スル事務取扱方ニ関スル通達」（蔵銀第 3567 号）をもって市街地信用組合の戦争への参画、戦争協力金融機関化（国債消化にともなう体質強化——至上命令）を要請することとなった（全国信用金庫協会、前掲『信用金庫 25 年史』59～68 ページ）。
- (8) 産業組合法による市街地信用組合と市街地信用組合法による組合の主な相違点は、以下のとおりである。
 - 1) 組合の責任組織は、産業組合法においては、無限責任、保証責任、有限責任の 3 種類を認めていたが、市街地信用組合法においては、有限責任のみに限ることになった。
 - 2) 定款の作成のほか別に業務方法を設定せしめることとし、これにより貸付利率その他の条件を統一的に監督し、場合によっては主務大臣が業務方法を制限し、または変更を命ずることができることになった。
 - 3) 組合の業務として、新たにその余裕金の運用方法を規定するとともに、主務大臣が資金の吸収および運用に関し必要な命令をなしうることとし、もって組合の健全性を維持し、あわせて国家的要請に即応せしめる道を開いた。
 - 4) 組合長および理事の選任ならびに解任は、主務大臣の認可を要することとし、かつこれらの役員は組合員に限らないこととして、有能適格な役員を組合員外からも選ぶことができるようになった。
 - 5) 組合の事業全部の譲渡につき規定を設け、合併の方法に関してもこれが簡易迅速な方法を規定し、もって組合の統合発展を促進せしめることとした。
 - 6) 市街地信用組合法にいう「主務大臣」は大蔵大臣をさし、産業組合法による市街地信用組合が農林大臣および大蔵大臣の共管になっていたのが、大蔵大臣の専管に改められた。
- (9) 大蔵省金融制度調査会、前掲『中小金融の現状』102～104 ページ。信用組合小史編、前掲書、37～41 ページ。
- (10) 商工組合中央金庫『商工組合中央金庫二十五年史』（同、昭和 35 年）272～273 ページ。

- (11) 全国信用金庫協会編, 前掲『信用金庫史』174~180, 186~192 ページ. 全国信用金庫協会, 前掲『信用金庫 25 年史』70~72, 92 ページ. 大蔵省昭和財政史編, 前掲書, 164~167 ページ.

2 商・工業組合の整理・統合と「商工組合法」の制定

さきにみたように, 戦争下の中小商工業の転廃業・再編成にともなう金融梗塞に対して政府は, 組合制度を活用することとして商・工業組合の整理・統制をすすめ, これをとおして資金融資, 金融助成にあたることとしたが, これは同時に組合制度が戦時金融統制機関としての役割を担うことを意味するものにはかならなかった.

すなわち 37 年 8 月 12 日政府・商工省は, 「時局」産業への転換の方策として「工業組合法」の改正（第 3 次, 9 月 1 日施行⁽¹⁾）と同時に, 「貿易組合法」を制定（「輸出組合法」廃止）し, 翌 38 年 3 月 28 日「商業組合法」を改正（第 1 次, 5 月 16 日施行⁽²⁾）し, 経済統制の実施に即応できるような組合の整備（とりわけ組合設立要件の緩和）および組合統制機能の強化（自治統制に代って国家戦時統制）をはかることとした. またこのほかに商工省は有限会社制度の採用, さらには行政官庁による監督・指導をもってその徹底をはかり, 金融助成にあたると同時に, 重要諸商品の流通・貿易統制の開始に対応する形で商・工業組合を原材料の配給機関として活用することとした. こうした情勢のなかで商工組合中央金庫は, 37 年 8 月軍需関連工業組合に対して特別融資を行う方針を発表し, 「時局」関連融資を積極的に展開することとし, 金属, 機械, 器具工業などの工業組合および下請工業組合へ資金を融通した. またこの間商工組合中央金庫は, 対中国輸出の途絶にともなう諸商品の滞貨に対して, 政府に代って融資を実施したのである.⁽³⁾

そして 38 年 6 月「改訂物資動員計画」が実施に移され, 軍需生産の拡大にともない中小商工業の整理・淘汰がすすみ, 経済的・社会的に重大な問題となつたが, これに対して商工省は同年 9 月「転業対策部」を設置し, 中

小商工業者の転廃業の掌握と同時に、商・工業組合をとおして金融助成をすすめることとした。この場合、商工省はまず平和産業維持を建前とし、事業の経営・維持が困難な中小工業を工業組合に組織し、また業務転換（平和産業の軍需・輸出関連産業および代用品産業への転換）は、工業組合制度を活用して組合的・集約的に行なわせ、それぞれ経営資金融資、転業資金の融資補助、技術指導資金補助などの措置をとることとした。またこの際政府は、商・工業組合を原材料の配給統制・割当機関に指定し、配給機構の合理化をはかることとしたが、これは同時に組合の協同組合的性格を完全に払拭させ、唯一国家代行機関的機能を担わせることとなったのである。⁽⁵⁾ それに加えて商工省は、39年4月1日の「工業組合法」（第4次、8月1日施行）について翌年4月「商業組合法」を改正（第2次、7月25日施行）⁽⁶⁾し、これをもって商・工業組合の整理および商・工業小組合制度を創設し、国家統制機能（物資配給の担当機関）の強化をはかることとしたのである。この間商工組合中央金庫は、転廃業政策に積極的に対応し、軍需・輸出品および代用品産業に限定せず平和産業に対しても預金部資金を経由した資金融通（経営・設備・転業・技術の各資金）など「時局」金融に重心をおくとともに、新設の急増とその統制が一段とすすむ商・工業組合（第4・5表）の系統金融機関としての役割をも果すこととなった（第7・8表）。

ところで太平洋戦争前夜、物価下落を背景として中小商工業金融が一段と窮屈することとなったが、こうしたなかで政府・大蔵省は、「国民更生金庫」を設立させ、当面する転廃業者の資産、負債の整理とその更生、資金融通などをを行うこととした。この「国民更生金庫」は、41年7月設立（41年3月制定、〈法律第42号〉、41年6月施行〈勅令第731号〉）され、国家的助成措置にもとづく転廃業金融（営業用資産の管理処分、貸付、共助資金の貸付及び債務の引受・保証など）の中心機関として位置づけられることとなった。⁽⁷⁾ そしてまた同年10月政府は、組合制度をとおして中小商工業者を統制会に所属させることによって物資配給統制の強化をはかる一方、他方ではこの年末で中小商工業に対する一切の経営助成策を打ち切ることを決定した。その結果、中

第7表 商工組合中央金庫の業種別貸出状況

(単位：円) (1941(昭和16)年12月末現在)

業 種	商業組合		工業組合		貿易組合	
	組合数	金額	組合数	金額	組合数	金額
米類	80	4,446,046	紡織工業	103	8,492,155	
青果物	21	790,184	金属工業	162	9,953,518	
水産食料品	35	1,032,500	機器業	173	14,879,523	
菓子	12	1,044,354	業	36	1,286,393	
酒類調味料	10	334,127	化學工業	71	2,850,228	
牛乳	20	158,010	製材木製品	185	7,579,165	
その他食料品	29	1,249,806	印刷業	8	95,930	
肥料	11	519,520	食料品工業	55	7,153,938	
燃機	22	1,170,127	その他の	50	945,265	
器皿	39	2,899,835				
竹	16	895,895				
木	9	580,765				
置表葉工品	82	32,549,477				
織物被服類	29	2,014,044				
洋品	26	2,057,759				
薬粧類	15	369,305				
運輸	7	47,915				
クリーニング	22	372,979				
商店	105	7,161,410				
地区	40	2,377,664				
その他						
小計	630	62,071,722	小計	843	53,236,115	小計
						1
						91,000
合計						1,474
						115,398,837

(注) 商工組合中央金庫、前掲書、208ページ。

第8表 商工組合中央金庫の組合別融資状況

年 月 末	商業組合	工業組合	貿易(輸出)組合	自動車運送事業組合	計
1937(昭和12)年3月	644,254	1,492,497	—	—	2,136,751
1938(〃13)〃3〃	2,964,331	5,274,098	224,000	—	8,462,429
1939(〃14)〃3〃	6,075,926	9,046,818	221,200	—	15,343,944
1940(〃15)〃3〃	10,855,331	18,784,389	182,600	—	29,822,320
1941(〃16)〃3〃	41,159,837	31,071,239	91,000	—	72,322,076
1942(〃17)〃3〃	47,916,038	54,737,102	91,000	1,096,850	103,840,990
		(うち工業小組合 2,487,793)			

(注) 商工組合中央金庫、前掲書、206ページ。

小商工業向金融対策は、この段階で完全に消滅し、一挙に戦時金融統制のなかに組込まれることとなった。

さらに太平洋戦争勃発後の 42 年 3 月 10 日、政府は「中小商工業の整理統合と職業転業に関する基本方針」(閣議) 決定に基づき「中小商工業再編成協議会」を設置し、これをもって中小商工業の再編成を強力に推進することとし、この結果、さきにみたように地方中小銀行の融資対象の縮小(貸出の停頓、資金運用難) と反対に商・工業組合などの融資が増大することとなつた。⁽¹⁰⁾ いずれにせよ、43 年 3 月 22 日政府は組合制度の全面的改革をはかることとし、第 81 帝国議会に「商工組合法」を提出しがれが制定(法律第 53 号、7 月 20 日施行) され、これにしたがって従来の商・工組合が「商工組合」(統制組合および施設組合) に再編成され、これをもって「商工組合」は「国策」遂行の「統制機関」的役割を果すこととなった。

ともあれ、残存中小商工業は、この戦争のなかで時々に系統組合制度自体も奪われ、やむなく「商工組合」傘下に包括せられ、その後敗戦に至る間崩壊期の戦時国防体制に協力を余儀なくされることとなつたのである。⁽¹¹⁾

[注]

(1) 同法改正の要点を列挙すれば次の如くであった。

- 1, 重要工產品指定制度が撤廃され、如何なる工業者も工業組合制度を利用することが可能となり、工業組合制度が普及発達するための障壁が除かれた。
- 1, 組合事業に組合員のために債務の保証が加えられた。
- 1, 定款の効力が強化され、定款違反者に対し組合は単に過怠金を課し得るに止まらず、その違反に係る工產品で違反者所有のものについては、抑留、処分、没収等の強力手段をとることが可能となった。
- 1, 組合が統制規程に基づき製造または加工の数量、販売価格、加工料金等につき決定した場合の届出義務を規定し、行政官庁は必要ありと認めるときは、その変更または取消をなすことができることとなった。
- 1, 統制命令を発動し得る場合としては従来営業上の弊害を予防しもしくは矯正するため特に必要と認められるときに限られていたが、工業の健全な発展を図るため特に必要ある場合が加えられ、更に統制命令発動後における行政官庁の

取締措置が整備強化された。即ち行政官庁は、間接国税犯則者処分法の準用によって、官吏をして工場、倉庫、店舗等に臨検し、物品、帳簿等を検査させることができることとなり、当該官吏は尋問、搜索、差押の権能を与えられた。また行政官庁は、統制命令を遵守させるため、製造、加工設備の使用を禁止しまたは制限することも可能となり、更に統制命令の効果確保のため当該組合地区内における同種工業の新設及び拡張を制限し得ることとなった（許可制）。

1, 当該工業の統制を図り国民経済の健全な発展を期するため特に必要があるときは、統制事業のみを目的とする無出資工業組合の設立を行行政官庁が命令するいわゆる統制工業組合制度（この組合が成立したとき有資格者は全員組合員とされる）が新設され、それに伴って分賦金のみによる組合経費の支弁形態も認められることとなった。

1, 検査または統制を行う工業組合で全国地区の（連合会の場合は道府県の区域を超える）ものもしくは統制命令の発動があったものまたは設立命令による統制工業組合の理事の選任及び解任については行政官庁の認可がなければ無効とされることになった。

(2) 同法改正の要点を挙げれば次の通り。

1, 当該商業の統制を図り国民経済の健全な発達を期するため特に必要があるときは、統制事業のみを行う無出資商業組合の設立を行行政官庁が命令するいわゆる統制商業組合制度が工業組合と同様新設された。

1, 統制事業のみを行う無出資商業組合の任意設立を認め、その組合員数が地区内有資格者総数の3分の2以上である場合で当該商業の統制を図るために必要あるときは行政官庁は地区内有資格者に対し組合に加入すべき命令をなし得ることとした（命令のあったとき有資格者は全員組合員とされる）。これは工業組合の場合には認められず、商業組合独自のものであった。

1, 組合の事業範囲が拡張され、工業組合同様、組合員に対する債務の保証が認められ、更に商品券の発行、倉庫証券の発行も認められた。

1, 統制事業を行う商業組合で全国地区のもの、統制命令もしくは加入命令のあった商業組合または設立命令による統制商業組合の理事の選任及び解任については行政官庁の認可がなければ無効とした。

1, 統制規程に基づき統制事項につき決定した場合の届出義務が組合に課せられ、行政官庁は必要ある場合、その変更または取得をなし得ることとなった。

1, 統制命令を発動し得る場合に商業の健全な発達を図るために必要ある場合が追加され、またその発動後の取締措置として臨検、尋問、搜索、差押が可能となり、更に当該商業組合の地区内において新たに当該商業を営もうとする者に対して行政官庁の許可を受けさせることができることとなった。

- 1, 地区商業組合、商店街商業組合の設立要件が緩和され、商業組合中央会が法制化された。
- (3) 由井、前掲書、325～326 ページ。矢尾板、前掲書、528～529 ページ。
- (4) 藤田敬三『下請制工業』(有斐閣、昭和 18 年) 384～385 ページ。
- (5) これに関しては、とりあえず由井、前掲書、330～331、335～337 ページ。商工中金調査部『商工組合中央金庫 50 年史』(商工中金、昭和 62 年) 80 ページ。朝日新聞編集部編『再編成過程の日本経済——朝日経済年史 昭和十四年特輯版——』(朝日新聞社、昭和 14 年) 112～115 ページなどを参照のこと。
- (6) この場合の商・工両組合法改正は、ほとんど同一趣旨のものでその要点は次の通りである。
- 1, 特別の事情ある場合、行政官庁は統制事業を現に行なっている組合の定款または営業統制規程の変更処分をなし得ることとなった。従来は変更命令はなし得たが、その場合組合は総会を開いて命令条項について変更の議決をなし行政官庁の認可を受ける必要があり、急場の間に合わなかつたり、総会における拒否工作や延引策の起こる恐れもあった。このため強力な形成処分の権限が要請され、実現をみた。
- 1, 行政官庁が監督上特に必要ありと認めたときは統制事業を行う組合の役員を選任または解任し得るものとし、行政官庁から選任された役員の解任は組合において任意に行なうことを許さず、必ず行政官庁の認可を必要とするものとした。従来統制事業を行う組合、連合会で特定のものの理事の選任、解任については認可制が布かれていたが、更に一步を進めて、統制事業を行う組合の役員(理事、監事)の任免権が行政官庁に与えられた訳である。
- 1, 工業小組合、商業小組合制度が創設され、商業組合中央会による自治監査制度が工業組合中央会の場合(昭和 12 年実施)に準じて設けられた。
- (7) 矢尾板、前掲書、423～425 ページ。渡辺佐平他編、前掲書、434 ページ。「事変下の工業組合の活動」(『エコノミスト』昭和 15 年 8 月 12 日、所収) 28～30 ページ。
- (8) 朝日新聞編集部編『朝日経済年史 昭和 16 年版』(朝日新聞社、昭和 16 年) 104 ページ。「時局の進展に連れ対策の本格化」(『エコノミスト』昭和 14 年 10 月 1 日、所収) 46～47 ページ。「中小金融の逼迫と打開策」(同上書、昭和 15 年 10 月 21 日、所収) 23～24 ページ。
- (9) これに関しては、さしあたり商工組合中央金庫、前掲『商工組合中央金庫二十五年史』171～173 ページ。朝日新聞、昭和 15 年 10 月 22 日「中小商工業対策進む」(日本銀行調査局、前掲『日本金融史資料 昭和編 第 33 卷』所収) 200 ページ。朝日新聞編集部編『朝日経済年史 昭和十九年版』(朝日新聞社、昭和

19年) 73~74 ページ、青木得三「中小企業転廃業不振と国民更生金庫」(『東洋経済新報』昭和17年2月14日、所収)、「転失業と中小金融」(『エコノミスト』昭和16年6月31日、所収) 26~29 ページなどを参照されたい。

- (10) 商工中金調査部、前掲『商工組合中央金庫五十年史』93~96 ページ、進藤寛、前掲論文、99 ページ。
- (11) 商工組合中央金庫、前掲『商工組合中央金庫二十五年史』249~261 ページ、阪入、前掲書、232 ページ。大蔵省金融制度調査会、前掲『中小金融の現状』11~12 ページ、由井、前掲書、355~357 ページ。

結 語

以上、中小企業金融(機関)の救済および統制は、この間の平和産業部門の中小企業の経営難、転・廃業および再編成にともなう金融難に対応して、政府は基本政策として組合制度の活用をもって、金融救済・助成にあたることとした。

すなわち、時局匡救体制下において政府は各系統組合の組織化をすすめることとし、市街地信用組合においては産業組合系統の組織化が強力にすすめられることとなった。しかしこの場合、大蔵・農林両省の共管とした産業組合制度に対して都市の中小商工業者の反産業組合運動と市街地信用組合の単行法の制定要望が強まり、十分な成果が得られなかった。また商・工業組合の場合、中小商工業の系統親金融機関の設立要望に対して商工省は、大蔵省の強い抵抗にあいつつも2・26事件後、これを実現し(商工組合中央金庫)、ここに組合の組織化と同時に中小商工業の金融救済が促進されることとなった。

そして戦時下において政府は、各系統組合の整理・統制をすすめ、市街地信用組合においては単行法制定運動の展開と高揚のなかでともかくも「市街地信用組合法」の制定にこぎつけた。しかし、これは時局を強く反映した「国策」遂行の庶民金融(戦争協力)機関的性格を色濃くもつものとなった。また商・工業組合においては、戦時体制に適合すべく数次の改正を行ない、

その結果金融・物資統制（国策遂行）機関としての性格を強め、さらに「商工組合法」の制定後においては、完全な「国策」遂行・統制機関と化することとなった。

ともあれ、かくして各系統組合は、ここに組合の制度自体の撤廃と同時に「組合金融」の戦時金融統制の完全吸収のなかでその役割を消滅させることとなった。

以上、この間の中小企業金融（機関）の救済および統制は、いわゆる15年戦争下にあった日本資本主義の要請にこたえ、中小企業の金融難に対して「組合金融」をもってあたったものの、この対策も、結局、戦時金融統制のなかに組込まれ、各系統組合それ自体が「時局下」の「国策」遂行・統制（金融・物資）機関化することとなり、戦時統制下にその姿を消すこととなつたのである。